

# 令和2年度 補正予算の概要

(令和3年3月議決分)

3月18日追加提出分

**令和2年度一般会計補正予算【第11号】及び  
令和3年度一般会計補正予算【第1号】**

今回の補正は、令和2年度一般会計補正予算（第9号）にて計上した医療従事者等及び65歳以上の市民への新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費について、3月8日から医療従事者等への接種が開始となりましたが、その接種費用の予算上の支出は、令和3年度になると国から通知がありました。そのため、令和2年度予算から減額し、令和3年度一般会計補正予算（第1号）として計上します。

併せて、ワクチン接種体制確保事業について、国が新たに構築する接種記録システムを使用するにあたり、市の健康管理システムの改修が必要となったことから、令和2年度一般会計補正予算（第11号）において増額します。

※経過については、末尾参照。

**令和2年度一般会計補正予算【第11号】の概要**

**議案第30号**

**令和2年度取手市一般会計補正予算（第11号）**

1. 補正予算の規模

補正予算の総額は、1億8,809万6千円の減額で補正後の予算総額は、533億5,253万4千円となります。

R2 一般会計予算補正額【第11号】				単位：千円
区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
▲188,096	▲188,096			

2. 歳入補正の内容

・国庫支出金

1) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

1億8,909万6千円減（補助率：10/10）

2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

100万円増（補助率：10/10）

### 3. 歳出補正の内容

・新型コロナウイルスワクチン接種事業 1億8,809万6千円減

1) 予防接種委託料 1億8,909万6千円減

令和2年度一般会計補正予算(第9号)にて計上した医療従事者等及び65歳以上の市民への新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費について、3月8日から医療従事者等への接種が開始となりましたが、その接種費用の予算上の支出は、令和3年度になると国から通知があったため、減額します。

2) 新型コロナウイルスワクチン接種システム委託料 100万円増

内閣官房が構築する接種記録システムを使用するにあたり、当市で使用している健康管理システムの改修が必要となることから、改修に要する費用を増額します。

## 令和3年度一般会計補正予算【第1号】の概要

### 議案第31号

#### 令和3年度取手市一般会計補正予算(第1号)

#### 1. 補正予算の規模

補正予算の総額は、4億5,352万4千円の増額で補正後の予算総額は、372億5,352万4千円となります。

#### R3 一般会計予算補正額【第1号】

単位：千円

区分	補正額の財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
補正額	453,524			

#### 2. 歳入補正の内容

・国庫支出金

新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

4億5,352万4千円(補助率:10/10)

#### 3. 歳出補正の内容

・新型コロナウイルスワクチン接種事業 4億5,352万4千円

予防接種委託料 4億5,352万4千円

令和2年度一般会計補正予算(第11号)で減額した医療従事者等及び65歳以上の市民へのワクチン接種に要する経費を含め、令和3年度にワクチン接種を予定する16歳以上の市民全体の接種費用を計上します。

接種の対象となる医療従事者等数 3,241人(R3.2.18時点茨城県データ)

接種の対象となる16歳以上の市民 96,347人(R3.1.1取手市人口統計)

※経過

R3.1.20	令和2年度一般会計 補正予算（第9号）	<u>医療従事者等及び65歳以上の市民への ワクチン接種費用を計上。</u>
↓		
R3.3.8	国のワクチン供給スケジュールの遅れにより、医療従事者等への ワクチン接種が3月8日から開始。 65歳以上の市民へのワクチン接種は4月以降に後ろ倒し。	
↓		
R3.3.10	厚生労働省健康局から、集合契約上、令和3年3月に実施する ワクチン接種に係る費用の医療機関からの請求は、令和3年度 に市町村に行うこととなっているため、市町村においては、 令和3年度に予算を計上するよう通知が発出。	
↓		
R3.3.18	令和2年度一般会計 補正予算（第11号）	厚生労働省健康局からの通知を受け、 令和2年度一般会計補正予算（第9号） にて計上した <u>医療従事者等及び65歳以上 の市民に対するワクチン接種費用を減額。</u>
	令和3年度一般会計 補正予算（第1号）	令和2年度一般会計補正予算（第11号） にて減額する医療従事者等及び65歳以上 の市民に対するワクチン接種費用に16歳 以上64歳以下の市民に対するワクチン 接種費用を加え、 <u>医療従事者等+16歳 以上の市民へのワクチン接種費用を計上。</u>